

令和元年度亀岡市いじめ防止対策推進委員会議事録

日 時 令和2年2月20日 午後1時30分から2時55分
場 所 亀岡市役所 4階401会議室

委員出席者

野澤 委員
上原 委員
塚本 委員
川畑 委員
岡本 委員
前田 委員
迫間 委員
以上7名

欠席委員

なし

事務局

神先 教育長
片山 教育部長
國府 教育部次長兼総括指導主事
土岐 学校教育課長
戸根 指導主事
須知 指導主事
岩崎 指導係長
子安 指導係主任

傍聴者

なし

- 1 あいさつ
神先教育長
(教育長退席)
- 2 委員紹介
事務局から異動委員の紹介
- 3 事務局紹介
事務局から異動職員の紹介

4 開会あいさつ

塚本委員長

5 委員会の会議成立

出席委員は過半数のため、条例第7条第2項により会議が成立
(最終的に全員出席)

6 議 題

議事進行は、条例第7条に基づき委員長が行う。

委員長：傍聴許可申請について確認。

事務局：傍聴申請者なしと報告。

委員長：(1) 令和元年度亀岡市のいじめ防止の啓発事業等の取組について
(2) 亀岡市内の小・中・義務教育学校の状況について
一括して事務局から説明をお願いします。

事務局説明

委員長：ただ今の事務局からの説明について、ご意見、又はご質問があればお願いします。

委 員：1番の研修のところについて、2番の生徒指導研究講座の中で、いじめの対応などの研修をされていますが、参加者は毎回メンバーが替わるのではなく固定ですか。

事務局：教員として採用されてから、2年目から5年目あたりの若い先生方に焦点をしぼり、11名を年間固定して、研修をしています。

委 員：これは、意見というよりも感想的な話ですが、意外と現場の先生はいじめの定義をきちんと理解していない方がいて、喧嘩だからいじめではないとか、ケースによっては先生がそういうことを保護者に説明してしまうことを目の当たりにしており、いじめの定義とか基本的な研修とかがとても大事であると思います。11人程度は、人数的に多くないとは思いますが、受けていただいた先生が学校に持ち帰って、基本的な事をしっかり押さえていただくことが、初動対応を間違えないうえで大事な事かなと思い、若い先生が参加されていいお話だと思いました。

委員長：この人数を見て、学校数から考えると、限定的に絞られている参加だと思えます。事例研究の4つは、いじめそのものの基本的なところかと思えますので、出来ましたら幅をとっていただき、折角の機会ですから、学校の現場に活かせるような参加を募っていただけたら生きてくると思います。昨年もしじめの重大事案が起こるのは、学校の初動ミスだと話をいただいたと思いますから、是非ともこういう研修は大事にさせていただけるとありがたいと思います。

委員：研修の対象について、以前の会議でも質問させていただいたかもしれませんが、保育所・幼稚園は、市立に限定されているのですか。私立はどうですか。

事務局：市立だけです。

委員：私立の施設にも拡大することはできないのですか。

こういう情報は、市立も私立もたぶん関係ないと思います。

定員でいくと圧倒的に私立の方が、数が多いと思いますが、拡大していくような方向性はどうですか。

事務局：この研修につきましては、市の研究所が主催でしているもので、現状は市立の幼稚園・保育所が対象となっておりますが、今後につきましては、できるかも含め検討してまいりたいと思います。

委員：この標語の用紙については、きれいにまとまっていますが、例えば医院とかで掲出することは可能ですか。

事務局：可能です。

委員：そういった形で、医療機関等に、広く配っていただくと、話題をつくれるというか、興味をもって見てもらえるのではないかと思います。A3版のポスターがあれば、掲示しやすく、非常に有用だと思うのですが。

事務局：ホームページには掲載しておりますので、これを各場所で掲示いただくのは問題ないと思います。

委員：子どもが集まるところで、目につくところに貼ってもいいのではないかと思います。是非検討いただければと思います。

委員長：では他にご意見・ご質問等ありますか。

委員：解消率がかなり高いですね。小学校96%、中学校98%。このような指導をしたから高いとか、こういう理由で高い値がでているとか、考察があればお聞かせ願いたい。何故良くなったのか。

事務局：このいじめ調査が始まって5・6年経つ訳ですが、基本的にずっと解消率は90%ぐらいできています。そういった時に、いじめに、些細ないじめとか重大ないじめとか、線引きすることは良くないと思いますが、アンケートの質問が、「あなたはいじめをうけましたか」という質問の仕方ではなく、「あなたは嫌な思いをしたことがありますか」という質問で聞いているので、それがイコール、認知件数がすごく多くなっているといったところになるかと思っています。従って、ある一定、先生方が話を聞いていただいたり、指導していただいたり、ちょっと声をかけていただいたりする中で、治まるようなケースが多いということが、一つの理由かと思っています。それから、小学校も中学校もですが、子ども達が活動する場には、ほとんど先生方がついてくださっている状況があります。休み時間でも、特に小学校はずっと教室に入っておられますし、中学校でも教室や廊下等で常に、子ども達とコミュニケーションをとるといったところを心がけてくださっている先生方が多いので、見守り体制というのはだんだんと強化してもらっていることも理由にあると思います。なかなか具体的な回答ができなくて

申し訳ないですが。

委員：お聞きしながら、お答えになるのが難しいと思ったのですが。そうすると嫌な思いをした子どもが、そんなことがなくなったという率が高いということですね。これも、お答えしにくいことを聞きますが、嫌な思いをしている子どもがいて、学校が何も取り組みしないで、ほっておいたらどうなったかということの部分があり、それと比べて高いということであれば、今おっしゃったことも含めて何かいいことをしているんだろうなということが見い出せると思います。しかし、それはできないので、まだ解消していない子がいて、その事象をどう解消するかというところに論点がいてると思います。それも大事かもわかりませんが、解消している訳ですから、「どういう試みが亀岡市ではうまくいっているんだ」ということをもっと大々的に、先生方にフィードバックしてもいいのではないかと思った訳です。

委員：文部科学省の調査と、府の調査の違いはどうか、時期はどうかということ。そして30年度の府の調査が第1回目追跡調査、及び2回目という風に括弧をつけて書いてありますが、この30年度・29年度の府の調査の集計の数字というのは、1回目の追跡の調査と2回目の調査の数字を足している状態ですか。

事務局：足しています。

1回目の数値と1回目追跡の数値は、まったく同じで、認知件数としては一緒です。

委員：1回目の認知件数と2回目の認知件数を合わせたのが、平成30年度でいえば参考にあがっている、1,494という数値ですか。

事務局：はい。

委員：同じ人を2回カウントしていることになるのですか。

事務局：中には2回カウントしているものもあると思います。

委員：文部科学省が実人数であり、府の調査が延べ件数ということですか。

事務局：そうです。

委員：未解消合計の解消率は文部科学省の調査では、平成30年度が1,270の認知件数のうち、未解消が47と96%解消しているという解釈ができる訳ですけども、逆に府の調査でいきますと、1,494件中806件が解消されていないという読み取り方ができる訳ですか。

事務局：解消を判断している時期が、異なっております。47という数字は、年度末の状況になり、最終的にこうだったという数値になりますが、その横の806の未解消というのは、2学期末段階での数字になります。従って2学期に発生したいじめについては、3ヶ月経っていないものがほとんどになりますので、見守り件数が非常に大きくなってしまいます。

委員：806という数字は、1回目追跡時の数字と2回目の調査時の数字を足したものが806であるということですね。ただ、これが3ヶ月で806という数字が47というような数字に減るのですか。

事務局：3ヶ月経った後で、必ず3学期にも追跡調査しますので、その段階でほとんどのものがとまっている、もう嫌な思いもしていないといった形になっている実態だと思います。

委員：令和元年度1回目の調査において、小学校の認知件数が711件あって、未解消件数が687件ということですか。

事務局：はい。

委員：行為が止まず、嫌な思いをしているという要指導件数は、令和元年度34件ということですね。

事務局：1学期末段階で、この状況だということです。

委員：30年度の1回目と2回目を合算した数字では、行為が止まず、嫌な思いをしている件数は60件あったということですね。

事務局：2学期末段階で60件だったということです。

委員：この数字の読み取り方が難しくて、文部科学省の調査は何月と何月にやって、府の調査が何月と何月で、追跡がどうかという調査の手順といいますか、対象の方法という形での記載があった方が、このデータが読み取りやすいと思います。

事務局：年間の流れで言いますと、1回目調査を1学期末、2回目調査と1回目の追跡調査を2学期末、最終3学期に未解消のものについて追跡調査をかけます。その最終結果が、年間トータルの調査結果になるので、それを年度が変わった4月に、国の調査で報告をするといった流れになっています。

委員：府の調査と、国の調査というのは、実際やっている現場での作業は一緒なんですか。

事務局：府の調査を1学期末、2学期末、そして3学期にも追跡だけするのですが、それを1年間どうだったかということを年度が変わった4月に、国の調査で報告をあげるという形になっています。

委員：府の調査として参考にあげている数字というのは、途中経過という解釈でよろしいですか。

事務局：途中経過です。

委員：児童生徒に対して行われている調査、例えば紙であったり、聞き取りなど、実際かかっている手間というのは同じですか。府の集計をしたものが国の調査になるのですか。

事務局：国の調査になります。

委員長：年間のまとめが、1枚目の文部科学省の集計ですか。

事務局：1年間のまとめです。

委員長：ただし平成30年度分ということですね。そして府のいじめ調査は1学期分ということですね。

事務局：はい、1学期分です。

委員長：令和元年度1学期ということですね。そうしたら、令和元年度の年間を通した集計は、およそいつ頃でるのですか。

事務局：年間の最終的なまとめは、令和2年の4月に各学校がすることになり、最終、

国が報告するのは10月くらいになると思います。

委員：認知件数が、参考の数字から文部科学省の数字で減っているのはどういうことですか。30年度の参考の数字で、府の調査が1,494件に対し、国の調査の最終の集計で1,270件まで減っていますが、認知件数が減るのはどういうことですか。

事務局：国の調査は、いじめを受けたという子の人数イコール認知件数になります。実人数です。参考の府の調査は、1回目いじめを受けました。認知件数1。2回目も同じ子から受けていたら、同じいじめ事案なので追跡としてみていきますが、違う子からいじめを受けたという風になったら、これは別のいじめとして府の調査ではカウントすることになるので、1回目と2回目それぞれで2件になります。

委員：そうすると、例えば要指導件数が府の調査件数で60件あった件数が、国の調査で9件になっているのは、残りは解消されたとみたらいいのか、1人に対して延べ6件のいじめがあったという解釈でいいのか。

事務局：先程も申し上げたかもしれませんが、右端の参考値の数値は2学期末の数字なので、2学期末の状況ではやっぱり2学期に起こったいじめは解消できていないケースが多いです。それが3学期末では、年度末になった時に、学校の先生方の指導も積み重ねていきますので、やっぱり要指導、いわゆるいじめの行為がとまったりとか、あるいは先生方が見守りしていただく中で、嫌な思いというものもだんだん無くなっていったりとか、3カ月という期間も終わりますので、解消という形に移っていきます。

委員：では年度末に、9件のまだ解消できていないものがあるということですね。

事務局：そうです。

委員：9人いるということですね。

事務局：9人です。

委員長：他に御意見などありませんか。

委員：解消・未解消の判断のところで、前も申し上げたかもしれませんが、これは当該学校の方で、解消・未解消の判断をしているということによろしいですか。

事務局：子どもに聞き取ったうえで、解消・未解消の判断をしています。

委員：聞き取ったうえで、学校で判断しているんですね。だから意味がないと申し上げるつもりはないのですが、ただ学校というフィルターを通過しているということは少し意識をしておく必要があると思っています。個人的な経験から申し上げますと、保護者や当該児童の方は、まだ解決していないというか、いじめが原因でこうなっていると思っています。学校の方はそう受け取ってなくて、報告しないというケースがそれなりにあるかもしれないと思っています。例えば、我々がこうやって相談をお受けすると、学校と話をして駄目だったら教育委員会に言いなさいとアドバイスをよくするって話になってくるのですが、教育委員会でいじめに関するご相談というのは、年間一定件数あるのでしょうか。そういったものは、集計とかある程度、相談記録とい

うのは残っていると思うのですが、例えばアンケートの集計結果が提出されてきた時に、これはこの相談の件だなとか、そういう形での学校側の報告が正しいかどうかの検証というのは、教育委員会ですりたりするのですか。なかなかそこまでは難しいですか。

事務局：実際のところ、この調査は数字上であがってくるだけです。ただAの要指導のいじめの行為がまだ止んでいないという件については、こちらの方から各学校にどういう中身ですかということ、1件1件全部確認させてもらっています。その中で、それはこの前、教育委員会の方でも保護者の方から話を聞いた案件だなという風に一致するものは、確かにいくつかはございました。

委員：逆に一致しないといえますか。こういう相談を聞いているが、全然学校からあがってこないという場合もあり得ると思うんですけど、そういった場合には投げ返しはあるのでしょうか。教育委員会に相談に来ていること自体を学校側にお伝えしにくい話である場合や、出来ない場合もあると思うのですが。

事務局：基本原則、教育委員会を受けた相談については、学校の方にも返させてもらいますと了解を得たうえで、学校には連携をとっています。

委員：すると、あの件どうなったのという確認はしているのか。

事務局：それはしております。調査とは違って、日常の連携の中で、「その後、今日学校に来ていますか」とか、「その後どういう形で解決を迎えていますか」とか、「子どもさんは元気になっていますか」みたいなことは、学校と個別の連携の中で確認をしていっています。

委員：この解消・未解消の別というのは、学校の判断ということだったので、そことの教育委員会が把握している状況との整合性というのは、確認したほうがいいと思ったのですが、そこはある程度しているという理解でよろしいですか。

事務局：はい。

委員：差し支えなければ、直接学校を飛び越えて教育委員会に相談があった件数はどれくらいあって、どういったものが多かったのか。その場合、それも検討対象とすべきかどうかはわかりませんが、ざっくりとしたイメージとしたら結構あるものですか。件数といえますか。相談といえますか、学校を飛び越えて。かなりそういう場合、実際思い詰めてのことであると、保護者からするとそうだと思うのですが。1件、2件ではなくて、10件、20件あるいはそれ以上ということも。

事務局：10から15件くらいです。

委員：月に1件か2件。

事務局：だいたいそれくらいのペースです。

委員：それはいじめを主題にという形で、保護者からの問題提議がある訳ですね。

事務局：主には学校との対応でうまくいかなくて相談に来るときもありますし、なかなか学校には言いにくいので、こちらの方ということも言ってくることもありますが、先程も申し上げましたように、基本的には普段子どもを見てもらうのは学校なので、やっぱり「学校とこちらも連携をとらせてもらいま

すがいいですか」との確認をとったうえで、相談を受けさせてもらっている状況です。

委員：この委員会を進めていくにあたって、そういった主旨も非常に大切なものではないですか。来年度からは、そういった教育委員会に直で相談に来たようなケースはどうだったかというのを、この委員会であげてもらうことはできるのですか。また、その転機というか、それがどうなったかというようなことも、非常に重要なケースになるのではないかと思います。

事務局：また検討させていただき、報告で来年あげさせてもらえるようでしたら、その方向でさせていただきます。

委員長：お願いします。他に御意見はありませんか。

委員：亀岡市には大規模校あるいは小規模校など、いろいろな規模の学校がありますが、特徴的なものはございますか。大規模校ではこの問題が多い、小規模校ではこんな問題が多いとかいう、特徴的なものはありますか。

事務局：正直申し上げまして、あまり大規模校、小規模校での違いは無いと思っておりますが、いじめの認知がそもそも少ない学校、これはやっぱり小規模校の方が多いと思えます。子どもの数が少ないのです。ただし、小規模校でもいじめの認知があがっている学校はもちろんありますし、未解消で残っている事案も、大規模校にも小規模校にも中規模校にもございます。

委員：毎年同じようなことを申し上げているような感じがするのですが、嫌な思いを解消してよかったねという子ども達が、たくさんいると思うんですけど、けちをつけるわけではないですが、例えば1回目、嫌な思いをしたということでアンケートに答えると、2回目も3回目も聞かれる。聞かれるのも鬱陶しい。もういいと言う形で回答した子もおそらくいるのではないかなと思います。あるいは、解消したことがオールOKじゃないという場合もあると思うんです。ある子どもが、嫌な思いはしたけれども、相手に嫌な思いをさせるようなことをやめといてくれと、そういう解消は求めていないという子どものことをおっしゃいましたよね。その子って、すごくリアリティを感じるんですよ。しっかりした子だなんてね。だって、世の中、全部解消することはないし、世の中そういうものだってこの子知っているわけだから。本当にいじめというものは、無くすように対処しなければいけないけど、嫌な思いをするっていうことは、子どもにとって絶対必要なことですよ。嫌な思いを経験せずに世の中に出ていくとっぺんに潰れますから。だから、そのレベルの嫌な思いをすることと、いじめとを分けないといけませんよね。でも、今いじめ調査ということで、いろいろとしないといけない中で、先生方も迷いがあると思うんですよ。いじめは無くすけれども、子どもをこれで健全に育成しているのだろうか、言いたいことも言えないという子どもにしてるんじゃないか、という迷いが。もちろんいじめ防止に関して、いじめ防止をちゃんと論議していただく部分と、いじめ防止を通して子どもの健全育成全体を考えていかなければいけない部分と両方があると思います。だから、いじめの定義自体が気に入っていない部分があって、嫌な思いをしたらいじめであ

るという部分、これはどうも虐待防止の真似じゃないかなという気がするんですね。虐待の場合は、子どもが嫌な思いをしたら、虐待であるけれども、子どもが勝手に言っているのではないということをやちゃんと調査するんですよ。調査する中で、虐待と認定しないケースも何パーセントかはあるわけです。いじめの場合は、そうはなりにくいんですよ。だって相手が嫌なことをしたんだもん。そこら辺が子どもの権利を守っているようで、嫌なことも経験するという権利をやちゃんと保障してないということになるとしたらね、そこら辺のバランスについてはちゃんと意識しながらやっていかないとイケないのではないかなと強く思っているところがあるんです。だから、非常にそれで人間関係が複雑でややこしいことを単なる解消率とか、何とか良くなったみたいな単純なことで切り取っていくと、そこから洩れていくことがとても多くあるなど。いじめのケースは減ったけど、亀岡の子ども達は元気がないなとなったら駄目だなあということは強く思います。

委員長：御意見をどんどん出していただければと思います。

委員：関連することですけども、いじめの定義が時代とともにどんどん広がってきていると。広がっていった結果、理解がしにくくなったというのは、新聞記事とかでも、学校の先生からも出ていると思うのですが、私が良くわからなかったのは、いじめの定義がどんどん広がって行って、場所も特定しない、場所が特定しないのはネットがあるからというのは、なんとなくわかるのですが、定義自体がすごくあいまいな感じにどんどん広がって行ってというのは何故なのかなというのがちょっと良くわからなくて、決まった見解みたいなものがあればお伺いしたいと思います。

事務局：いろんな研修等で、聞いていると、以前は確かに深刻なものとか、長期に渡ってとかいうのがいじめの定義にはついてたんですね。やっぱりそれが逆に、言い方が悪いですけども、先生方の考えるいじめと、子どもが負っている傷のギャップに繋がっていたのではないかとということから、今のいじめの定義の方になっていっているという風に、研修で聞いております。

委員：攻撃的というのが前は含まれていたのが無くなってしまったとかいうのが、腑に落ちるようで落ちないなというのがありまして。

委員：質問というか、補足をよろしいでしょうか。いじめの定義がちょっと広すぎるとするのは、日弁連とかでも出てて、もう少し見直した方がいいのではないかとのお話は前からずっと出ております。ただ、今の現行の定義では当該生徒さんが、心身の苦痛を感じたらそれはいじめだという風に取り扱いましようという形で、これはご本人が心身の苦痛を感じたら全部アウトだという話とは少し違うというのが、我々の理解です。つまり、学校の現場の先生方でどう対応しないといけないかという話になった時に、ご本人が心身の苦痛を感じていると訴えたのであれば、その解消に向けて対応を始めていかなければいけないという意味で、いじめに該当するんだという形で動いていくと、いうことが必要なんだというお話だろうと思っています。ですから、例えばそういう定義にあてはめていくと、加害とされる生徒さんの方では全然

そういうつもりがなかったりとか、例えば学校の先生の悪口を言っていたら、そこに通りかかった生徒さんがいて、そこでピタッと話をやめたら、自分の悪口言ってると思って精神的に心身に苦痛を生じるというようなケースもあるわけなんですけど、いじめかって言われたら、みなさんたぶんいじめとはおっしゃらないかと思うんですけど、この定義にあてはめるとこれはいじめに当たるという形で、学校の先生とか、現場の先生方としては、そういう形で、嫌な思いをしたんだということを受けとめて、対応していかなければいけないという話ということなので、民事上の責任とか、刑事上の責任とかとは一線を画して、学校の先生が広くそういうものを拾って対応していかなければいけないという意味で、そういうやたら広い定義になっていると、弁護士としては受けとってます。

事務局：国が出しておりますいじめの基本方針とか見ましても、いわゆる加害側に指導する時に、全てをいじめ事案として指導するかどうかといたらそれは違うと。先程おっしゃったように、ひょっとしたら全く違うような状況もあるかもしれないので、まずは事実確認をする中で、特に、いじめという言葉を使わずに、指導していくということもあり得ますので、そこをあわせてまた学校の方にもいろんな場を利用して伝えていこうと思います。

委員：個別の話に戻りますが、重大事案が京都府であったということですが、具体的にどういうケースであったのか、何かこの場で参考になる情報があればと思います。

事務局：重大事態が2件ということで、聞いております。新聞記事の方からしか状況は、はっきりわからないんですが、1件目は木津川市の小学校ということで、女子児童が同級生1人に対して悪口を言われて、仲間はずれにされて6月上旬くらいから19日間欠席をし、その児童が自己否定や自死をほのめかす言動がみられたため、重大事態になっているというのが1件です。あともう1件につきましては、八幡市の方ということですが、これはスマートフォンのLINEの関係で悪口を書き込まれたりとか、1人だけ仲間はずれにされたような形のものがあり、不登校になったということで、第三者委員会、調査委員会が発足されたとのことでした。

委員：調査委員会というのは、亀岡市で言うところのこの委員会とは別の新たにそういう会が設置されるものですか。亀岡市で起こった場合、どういった初動、動きになりますか。

事務局：亀岡市で起きた場合には、まず教育委員会で第三者委員会を設置する場合につきましては、こちらのいじめ防止対策推進委員会が、調査委員会ということになります。それと別にもうひとつ、市長部局にも第三者委員会がございますので、そちらの方に別途調査委員会はございます。

委員：詳細はわかりませんが、不登校期間が長引いたということで、重大事態となるのですか。

事務局：不登校ということもあると思うのですが、内容的に木津川の例ですと、自己否定であるとか、自死をほのめかす言動がみられたということのようです。

感想も含めて、何かのきっかけになればと思って述べさせていただきます。当日の臨床心理士による参加型といいますか、子ども達が体験的に実感できるような形の講演で、気持ちにはいろいろなものがある、イライラしたり、ドキドキしたり、いろんな気持ちをコントロールするにはどんなことができるかみたいなことを子どもに投げ掛けられまして、子ども自身が、自分のいろいろな気持ちについての気づきがあったなと思っています。マインドコントロール、マインドフルネスという言葉があったり、私も初めてなんですけど、バタフライハグというそんな言葉も聞き、「気持ちが落ち着かないときに、トントントンと自分でしたら落ち着くかもしれないね」と、そんな風な楽しい研修の機会となりました。参加型の子ども達自身が気付くような形だったということと、親子で、フォーラムでお話を聞いたということが、大変いいなという風に思いました。折角、そういう風ないい機会でしたので、子ども達自身に自分の気持ちに気付かせるとか、気持ちを少し落ち着かせるようなことが、どんなことができるかというのをそれぞれ教育現場で活かしていただくというか、教室の中にもそういう風な手法を先生方が取り入れていただいたら、随分子ども達自身が自分の気持ちのいろいろというのを実感できるかなという風に思いました。このフォーラムは何回目になるのですか。4回目ですか、5回目ですか。

事務局：5回目です。

委員長：いい機会だったと思います。

他市町村のことなどご存知の方で、こういうような取り組みがあるというような御意見があったら出していただければありがたいですが。

様々なお取り組みの状況の御報告いただいた中で、特には今のところ御意見は無いようですけれども、これで閉じる方向でよろしいでしょうか。

では本日の会議はこれで閉じたいという風に思います。

皆様に本当に熱心に御意見をいただきまして、ありがとうございます。以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは事務局にお返し致します。

6 閉 会

事務局からその他意見等の有無の確認の後、会議の終了を伝え閉会とする。